

監 査 報 告 書

学校法人 桐蔭学園
理 事 会 御 中

令和2年6月18日

学校法人 桐蔭学園

監 事 南 増 明



監 事 飯 塚 良 成



私たちは、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人桐蔭学園寄附行為第14条の規定に従い、学校法人桐蔭学園の令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日)の学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行うにあたり理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取するとともに、新日本有限責任監査法人から私立学校振興助成法に基づく監査の状況について説明を聴取するなど、本学校法人の業務及び財産の状況について意見を述べるにあたり必要と認められた監査を行った結果、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められず、いずれも適正に行われていることが認められました。

また、令和元年度においては、文書による学園の内部の意思決定の手続きが適正なものとなっているのか、また適正に運営されているのかについて監査を行なった。その結果、内部の意思決定は、原議書によって必要な役職の者の決裁を求める稟議が行われ、基本的には適正に行われている。

しかしながら、関係の規程自体が現状に合っていない部分が見受けられ、実際の運用においても責任が不明確となる部分があることも散見されることから、規程及びその運用について実態を踏まえた適正なものにするため、規程の改正及び運用の明確化を行うことが必要である。さらに、膨大な原議書の処理を効率的に行うために決裁の電子情報化を進めることが必要である。